

# 堺市子ども虐待事例検証報告書

平成29年1月

堺市社会福祉審議会  
児童福祉専門分科会  
子ども虐待検証部会

本報告書の利用や報道にあたっては、プライバシーに十分配慮した取扱いがなされるようお願いいたします。

## はじめに

堺市では、平成 20 年度に本部会を設置後、平成 22 年に発生した虐待事例にかかる提言を踏まえ、再発防止に取り組んできた。しかし、平成 27 年 6 月、堺区において、当時 3 歳の男児（以下「本児」という。）が浴室に監禁され、死亡するという痛ましい事件が発生し、実母及び養父が平成 28 年 7 月 27 日に監禁容疑で逮捕、平成 28 年 8 月 17 日に殺人容疑で、平成 28 年 9 月 7 日に傷害容疑で再逮捕された。

本事例の家庭に対して、本児が生後 3 カ月のころから堺市は関与し、継続した支援に取り組んできた経緯があることから、関係機関の対応について、問題点及び課題等を抽出し、検証を行い、今後の再発防止に向けた改善策を検討した。

本検証部会では、事件発生に至るまでの事実経過の確認と関係機関による対応等について、情報収集と聞き取り調査を実施し、5 回の検証会議により得られた今後取り組むべき課題と改善点について、提言として本報告書を取りまとめた。

堺市をはじめ関係機関において、本報告書に示した提言内容の早期かつ確実な実施に向け最大限の努力をされるよう切に望むものである。

なお、検証に際しては詳細な事実確認を行ったが、報告書の取りまとめにあたり、個人のプライバシー保護の観点から記載内容については制約せざるを得なかった部分があることを付記する。

平成 29 年 1 月

## 目次

はじめに	1
I 検証について	3
1 検証の目的	3
2 検証の方法	3
II 事例の概要	3
1 事例の概要	3
2 事例の経緯と関係機関の対応	4
III 事例の検証により明らかになった問題点と課題について	10
1 本児をとりまく状況と家庭引き取りに至る経過について	10
2 問題点・課題の整理	12
IV 再発防止に向けた提言	13
1 家庭引き取りの際の留意事項について	13
2 家庭引き取り後の支援について	14
3 家庭引き取り後の一時保護について	14
4 その他	14
おわりに	16
参考資料	
1 子ども虐待検証部会委員	17
2 子ども虐待検証部会検証経過	17
3 堺市社会福祉審議会規程	18
4 堺市社会福祉審議会児童福祉専門分科会子ども虐待検証部会開催要領	21
5 堺市の主な機関について	23

## I 検証について

### 1 検証の目的

児童虐待の防止等に関する法律第4条第5項の規定により、平成27年6月に発生した3歳男児の死亡事例について、様々な角度から検証を行い、再発防止のための提言を行う。

なお、本検証は、関係機関（関係者）の当時の判断・対応などについて、批判や責任追及を目的とするものではない。

### 2 検証の方法

それぞれの事項について、関連のあった子ども相談所及び区役所の関係機関から情報を収集し、ヒアリングを実施する。

これらの調査結果に基づき、事例が発生した背景、対応方法、関係機関の連携、組織上の問題、その他の問題点・課題を抽出した上で、その解決に向けた対策についての提言をまとめる。

## II 事例の概要

### 1 事例の概要

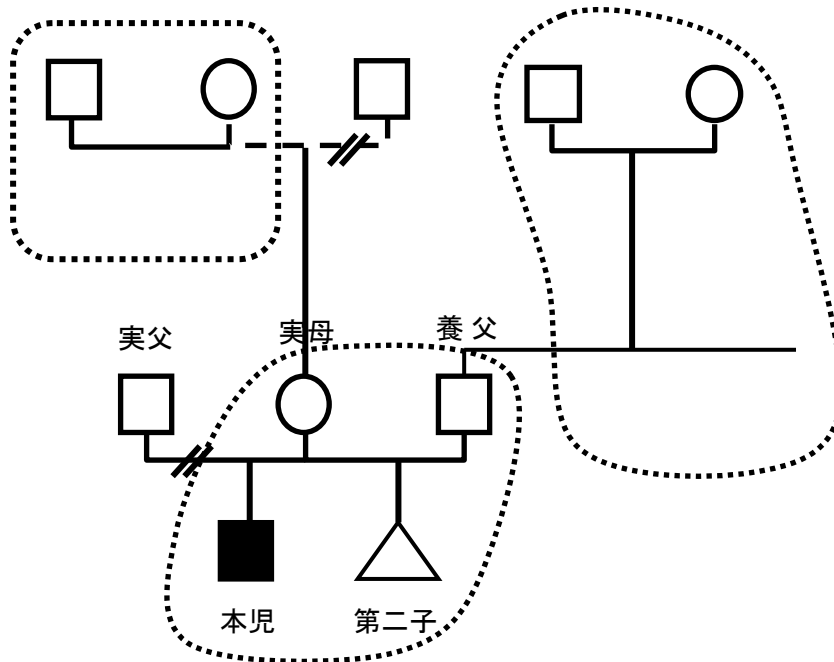
堺市堺区のマンションで平成27年6月、当時3歳の男児を浴室に監禁したとして、大阪府警が平成28年7月27日に、実母と養父を監禁容疑で逮捕した。本児は平成27年6月15日に浴室で溺れたとして心肺停止状態で病院に救急搬送されたが、3日後に死亡した。

本市の関わりとしては、本児が生後3カ月の時に、母方祖母から子ども相談所に相談があり、一時保護した後、実母の同意により乳児院に入所措置をした。その後、実母は養父と婚姻し、本児を引き取りたいとの要望があったため、児童養護施設へ措置変更後、段階的な親子交流を経て、実母と養父の元に引き取りとなっていた。

家族構成（年齢は事件発生当時）

養父	31歳
実母	22歳
本児	3歳（平成24年4月15日生）
第二子	1歳

## 家族関係図



## 2 事例の経緯と関係機関の対応

平成 24 年

- |          |  |
|----------|--|
| 4 月 15 日 | <b>実母 18 歳時、本児出生</b>   |
| 5 月 15 日 | <b>1 カ月健診</b>  |
| 7 月 4 日  | <b>こんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問）</b><br>・ 気になる家庭ということで区子育て支援課に連絡あり。                    |
| 7 月 13 日 | <b>区子育て支援課、保健センター訪問</b><br>・ 母方祖母より実母が府外にいること、本児は実母の友達の家で預けていることを聴く。           |
| 7 月 15 日 | <b>母方祖母より堺市子ども相談所に電話連絡</b><br>・ 実母の友達より本児を預かったが、育てられないので預かってほしいと連絡が入る。         |
|          | <b>本児 3 カ月で乳児院に一時保護委託</b>  |
| 8 月      | <b>実母と実父が離婚</b>  |
| 8 月 13 日 | <b>本児、乳児院に入所措置</b>   |
| 9 月 25 日 | <b>実母と養父、母方祖母と母方義祖父が子ども相談所に来所</b><br>・ 実母と養父が結婚予定のため、実母養父宅に本児を引き取りたいとの意向を申し出る。 |

平成 25 年

- 5 月 3 日 **実母と養父が婚姻**
- 5 月 9 日 **実母と母方祖母が乳児院で本児と面会交流開始**
- 7 月 26 日 **養父が本児と養子縁組**
- 8 月 **第二子出生**
- 10 月 24 日 **子ども相談所が家庭訪問し、実母、養父と面接**
- ・ 今後は養父も含めて本児と交流していくことを伝える。
  - ・ 週 1 回頻度で実母、養父との面会を設定。  
本児の体調不良、第二子の体調不良、養父の仕事の都合等で 11 月 1 回、12 月 1 回、1 月 0 回、2 月 1 回の面会交流

平成 26 年

- 3 月 27 日 **子ども相談所が家庭訪問し、実母、養父と面接**
- ・ 実母と養父は本児の引き取りを希望したが、交流が十分にできていないことを理由に措置変更をまず考えていくことを伝える。
- 4 月 15 日 **本児の誕生日に実母、養父が本児と面会交流**
- 7 月 23 日 **実母と養父、母方祖母と母方義祖父が子ども相談所に来所**
- ・ 本児の引き取り希望について、子ども相談所の対応に不満を述べる。
  - ・ 乳児院に向かったため、乳児院で対応する。
- 7 月 24 日 **本児強制引き取りの可能性があるので、一時保護  
実母、養父と母方義祖父が子ども相談所に来所**
- ・ 平成 27 年 4 月の家庭引き取りに向け、児童養護施設へ措置変更し、面会、外出、外泊等を行っていくこと、来年度の保育園の入園に第二子も含め申し込むこと、関係機関の支援を受け入れて行くことなどの今後の計画案を提示する。
- 7 月 25 日 **実母と養父が子ども相談所に来所**
- ・ 再度今後の計画について説明。実母と養父は最終的に納得し、措置変更に同意する。  
**本児、一時保護解除、乳児院に戻る。**
- 10 月 1 日 **本児、児童養護施設に措置変更**
- ・ 実母、養父も施設に同行する。
- 10 月 8 日 **子ども相談所が所内対応会議で、家庭引き取りについて検討**
- ・ 保育園の入園等の支援環境を整えた上で、家庭引き取りの方針を出す。
- 10 月 20 日 **実母、養父が堺区子育て支援課で本児と第二子の保育園を申し込む**

- 10月28日 **児童養護施設で子ども相談所CWが実母、母方祖母と面接**
- ・ 本児の引き取りに向け、取り組み内容を説明する。  
本児との面会、子ども相談所の面接、家庭訪問などの日程について提示する。
  - ・ 11月 面会2回、面接1回、家庭訪問1回
  - ・ 12月 面会1回、外出1回、外泊1泊、家庭訪問2回、電話連絡1回
  - ・ 1月 外泊2泊、面接1回、電話連絡2回
  - ・ 2月 外泊3泊、面接1回、電話連絡1回
  - ・ 3月 外泊8泊（うち4泊5日の長期外泊を含む）、面接3回

平成27年

- 2月27日 **子ども相談所内の対応会議**
- ・ 被虐待児等家庭復帰の適否を判断するためのチェックリストをつける。
- 3月2日 **保育園で関係機関と個別ケース検討会議を実施**
- 3月5日 **実母、母方祖母、第二子が子ども相談所に来所**
- ・ 家庭引き取りに向け調整。
- 3月17日 **子ども相談所員が堺区子育て支援課家庭児童相談員と一緒に家庭訪問**
- ・ 担当家庭児童相談員を紹介する。
- 3月30日 **本児の児童養護施設措置停止**
- ・ 本児家庭引き取り。実母、養父と「確認書」を交わす。
- 4月1日 **本児、保育園に入園**
- 4月13日 **子ども相談所が家庭訪問**
- ・ 家庭引き取り後の状況確認。
- 4月15日 **実母、養父が堺区子育て支援課に来課**
- ・ 保育園への苦情、保育時間の延長と期間延長の相談を受ける。
- 4月20日 **本児の顔に痣があると堺区子育て支援課に通告**
- 子ども相談所が本児の痣を確認**
- ・ 実母と養父は、本児自身が引っ掻いたり、階段で打ったり、公園のジャングルジムから落ちたりした際のけがであると説明する。
- 受傷原因を調査するため職権で一時保護**
- ・ 病院受診。
- 実母、養父、母方祖母、母方義祖父が子ども相談所に来所、面接**

- 4月21日 実母と養父が子ども相談所に来所  
実母は来所後、一時保護の不当を訴える。
- 4月22日 本児のけがについて法医学鑑定  
・ 医師による診察を受ける。  
子ども相談所の家庭訪問による調査
- 4月27日 子ども相談所が母方祖父母宅を訪問調査  
・ 公園のジャングルジム等の確認をする。
- 4月28日 子ども相談所内の対応会議  
実母、養父、母方祖母に対して個別面接  
・ 養育状況等を聴く。  
本児の措置停止期間を1カ月延長
- 5月8日 子ども相談所内の対応会議  
・ 養父らの説明と本件受傷損傷に矛盾があるとは言及できないとの鑑定結果と調査結果を踏まえ、家庭引き取りとする方針を出す。  
実母、養父、母方祖母が子ども相談所に来所  
・ 実母と養父は保育園に通わせたくないという。
- 5月12日 本児の一時保護を解除、家庭引き取りとする
- 5月13日 本児と第二子は保育園に登園  
養父より子ども相談所に連絡があり、折り返し電話連絡  
・ 養父は、保育園で本児の右頬に痣ができたと言及する。
- 5月14日 子ども相談所より保育園に電話連絡、保育園で顔に痣ができたことを確認、実母に電話連絡  
・ 保育園に行かせたくないと言及する実母の説得に努め、家庭訪問の約束をする。
- 5月18日 子ども相談所が家庭訪問（実母、養父、本児、第二子在宅）  
・ 本児の様子、第二子を確認。実母、養父から話を聴き本児の心理検査を勧め、具体的に日程調整する。
- 5月20日 養父より子ども相談所に電話連絡  
・ 養父は、保育園に連れて行こうと思っているが、保育園でけがをしてきたため、連れていけなくなっていると訴える。  
子ども相談所より保育園に痣とけがの様子を確認依頼  
堺区子育て支援課に保育園の転所届が届く  
子ども相談所より養父に電話連絡  
・ 養父に、転園できなくても当所との約束で保育園に通わせるよう説得する。
- 5月22日 実母、養父が保育園の転所希望を取り下げに堺区子育て支援課



- に来所
- 5月25日 実母が本児の身体状況やご飯の食べ方などについて、子ども相談所に相談
- 5月29日 実母、養父、母方祖母が子ども相談所に来所  
本児、児童養護施設措置解除
- 6月1日 実母と本児が堺区子育て支援課に来課  
本児の顔や腕にやけどの跡や痣があるのを確認
- ・ 実母は、火傷については、昨日揚げ物と味噌汁を作っていたときに味噌汁が油に入り、油がはね、本児にかかった。また、痣については、スーパーのキッズコーナーで遊んでいた時に友達同士でぶつかってできたと説明する。
- 子ども相談所内の対応会議後、家庭訪問（実母・本児・第二子在宅）
- ・ けがの確認。原因について、実母より同様の説明を受ける。
  - ・ 実母から、本児の問題行動や本児から第二子に対する暴力等、本児の育て難さについて相談があったため一時保護を提案する。
  - ・ 実母は一時保護について、6日に養父が帰ってくるので相談すると返答。子ども相談所は、養父と相談したら連絡が欲しいと伝える。
- 6月3日 実母より子ども相談所に電話連絡
- ・ 一時保護について養父と電話で話したが、養父が出張から帰る6日にもう一度話をすることになったと連絡を受ける。
  - ・ 実母に一時保護中の面会は可能であると伝え、土曜日に養父と話し合いができれば、日曜日でもよいので連絡して欲しい、それまでに何かあれば家庭訪問もするので連絡して欲しい旨伝える。
- 6月8日 子ども相談所より実母に電話連絡するも不在  
母方義祖父より子ども相談所に電話があったため、折り返し電話連絡
- ・ 母方義祖父は、母方祖母から本児の育て難さについて相談を受けており、実母、養父は実母の入院中は本児を一時保護にし、第二子のみ母方義祖父宅で預けようと考えている、本児の危険な行動に実母、養父とも疲れ果てている旨を訴える。
- 6月9日 保育園より子ども相談所に電話連絡
- ・ 本児は8日と9日は保育園を休んでいるが、第二子は登園

している。休んだ理由は、8日は本児が嫌がり、9日は食べ物に戻し、体調が悪いからという報告を受ける。また、本児がいつも月曜日には大きなけがをしているとの報告も受ける。

#### **実母より子ども相談所に電話連絡**

- ・ 実母は、本児が食べ物を吐くなど体調が悪く、8日と9日は、保育園を休ませている。最近本児の第二子に対する暴力が心配であるなど本児の育て難さを訴える。
- ・ 一時保護の必要性を感じ、実母に今からでも保護できる旨を伝えるが、実母は拒否する。再度担当CWから連絡する旨を伝えた。

#### **子ども相談所より実母に電話連絡**

- ・ 担当CWより、今から訪問したい旨伝えるが実母より、自分の入院中は、養父方祖父母が本児を預かってくれることになり、先ほど迎えに来てくれたと報告を受ける。
- ・ 子ども相談所から実母に、退院が決まれば連絡して欲しいと伝える。

6月10～13日 **実母が手術のため入院**

6月15日 **事件発生**

- ・ 午前3時25分、警察から本児が心肺停止状態で病院に救急搬送されたとの電話連絡。
- ・ 第二子は警察より身柄付通告を受け、一時保護する。

6月18日 **本児死亡**

### Ⅲ 事例の検証により明らかになった問題点と課題について

#### 1 本児をとりまく状況と家庭引き取りに至る経過について

##### (1) 本児と家族の状況

- 本児は平成24年4月、実母が18歳の時に出生。出生後まもなく実父は家を出て、実母は友人に本児を預け府外に行く。その後本児は、母方祖父母宅で生活することとなるが、平成24年7月（本児3カ月）に養育困難になった母方祖母より子ども相談所に相談があり、一時保護の後に乳児院に施設入所措置となる。
- 実母は平成24年8月に、実父と離婚した後、大阪に戻り、養父と同居を始める。
- 実母は養父と平成25年5月に再婚し、平成25年7月に養父が本児と養子縁組をする。
- 平成25年8月、第二子が出生。

##### (2) 家庭引き取りに至る経過

- 平成24年9月25日、子ども相談所のCWが実母と養父に面接した際、実母と養父が結婚予定のため、本児を引き取りたい意向を示す。
- 実母は養父と再婚後の平成25年5月9日から、本児と乳児院での面会を開始する。
- 実母は、第二子出産のため面会を中断していたが、平成25年11月から養父も一緒に本児と乳児院での面会を再開する。
- 平成26年3月27日、子ども相談所が実母と養父に面接した際、実母と養父は本児の引き取りを希望する。
- 平成26年7月24日、子ども相談所が実母と養父に面接した際、平成27年4月の家庭引き取りに向け、児童養護施設に措置変更し、面会、外出、外泊等を行うこと、来年度の保育園への入園申し込みをすること、関係機関の支援を受け入れていくことなどの今後の方針を示す。
- 平成26年10月1日、児童養護施設に措置変更。
- 平成26年10月8日、子ども相談所の所内対応会議において、家庭引き取りについての検討。保育園の入園等の支援環境を整えた上で、家庭引き取りの方針を出す。
- 平成26年10月20日、実母と養父が本児の保育園の入園申し込みをし、12月以降本児と実母と養父の外出、外泊を開始する。
- 平成27年2月27日、子ども相談所において所内検討。厚生労働省が、平成20年3月14日付雇児総発第0314001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知で示している「家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト」を基に子ども相談所が作成している「家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト」（以下、「チェックリスト」）により、家庭引き取りを決定。
- チェックリストの「施設職員等の判断」の項目は、本児は表情が乏しく他人と目があわず他人と意思疎通がとりにくく、また、多動傾向ですぐに高いところなど危険

なところに行くために、常に職員が手をつないだ状態であったので、実母が家庭で養育をしていくことは困難であると予想されたため、家庭引き取りに対して「いいえ」であった。この点に関しては、子ども相談所と施設との話し合いの中で、家庭引き取りを行うには、その後の保護者への十分な支援が必要であると認識し合った。

○ 平成 27 年 3 月 2 日、個別ケース検討会議の実施

(参加機関)

子ども相談所・子育て支援課・子ども家庭課・保健センター・

保育運営課（現幼保推進課）家庭支援担当・児童養護施設・入園予定の保育園

(協議された内容)

・ 本日より要保護児童対策地域協議会に登録し、関係機関で見守りを行っていく。

・ 各機関の役割について

子ども相談所・・・当面は主担当機関として、継続的に指導を行う。家庭引き取りに向けて、区子育て支援課の家庭児童相談員につなぐ。

子育て支援課・・・子ども相談所から保護者とのつなぎを受けて、訪問等で実母等の支援を行う。関係機関との連絡調整。

保健センター・・・子どもの発育・発達支援を中心に健診で関わり、実母に寄り添い育児の相談に応じる。

保育運営課・・・保育園の相談に応じる。

保育園・・・入園以降、家族の様子も含めて見守り、心配な様子があれば子ども相談所に連絡。

○ 平成 27 年 3 月 17 日、子ども相談所の CW が、区子育て支援課の家庭児童相談員と一緒に家庭訪問を行い、区子育て支援課の担当相談員を実母に紹介する。

○ 平成 27 年 3 月 30 日（本児 2 歳 11 カ月）、児童養護施設入所措置停止（1 カ月間の予定）。本児家庭引き取り。

(3) 家庭引き取り後の状況

○ 平成 27 年 4 月 1 日、本児が保育園に入園。保育園では本児が危ないところに行っけがをしないように、保育士がずっと手をつないでいることが多かった。週明けに登園してくると、けがをしていることが多かった。

○ 平成 27 年 4 月 20 日、本児の顔に痣があると、区子育て支援課に通告があり、子ども相談所が痣を確認する。実母と養父は、本児が引っ掻いたり、階段で打ったり、公園のジャングルジムで落ちたりしてなったと説明する。受傷機転が不明であるので、調査のため同日職権で一時保護をする。

○ 平成 27 年 5 月 8 日、子ども相談所の所内検討会議を開催し、「受傷に関する保護者の説明内容と矛盾があるとは言及できない」という法医学鑑定結果を踏まえ、家庭引き取りとする方針を決定し、平成 27 年 5 月 12 日に本児の一時保護を解除する。

○ 平成 27 年 6 月 1 日、実母と本児が児童手当等の手続きのために区子育て支援課に来

た際に、区子育て支援課職員が、本児の顔や腕にやけどの跡や痣があるのを確認し、子ども相談所に連絡。子ども相談所は所内対応会議を開催後、同日CWが家庭訪問をして、本児のやけどや痣の確認と実母からの説明を受ける。実母は、やけどについては、揚げ物と味噌汁を作っていた際に、本児が実母にまとわりつき、その際に味噌汁が油に入り、跳ねた油が本児の腕や顔にかかったと説明し、痣については、本児が友達同士でぶつかってできたと言明する。また、この時に実母からは、本児特有の問題行動や第二子への暴力等、本児への養育の困難性について相談がある。やけどや痣についての実母の説明に不審な点はないものと判断するが、養育の負担感が高まっている状態であるため、レスパイトの必要性を感じ、実母に対して一時保護を提案する。実母は養父が出張から帰って来てから（6月6日）聞いてみないと分からないと答え、一時保護には至らなかった。

- 平成27年6月3日及び9日に、子ども相談所は実母との電話連絡の中で、一時保護を提案をするが、実母は「ここで本児と離れてしまうと、本児のことを忘れてしまいそうな、再び本児と一緒に暮らせないような感覚になる」と答え、一時保護に難色を示したので、一時保護には至らなかった。

## 2 問題点・課題の整理

### (1) 家庭引き取りの際の留意事項について

- 本ケースは、当初の施設への入所理由が養育困難で実母の同意を得たうえでの養護ケースによる入所であったことから、保護者等から引き取りの要望があれば、段階を踏んで外出及び外泊の回数を重ね、本児の様子及び実母の子どもの受入れ状況を確認しながら、家族再統合を進めていくべきケースである。実際、実母と養父が家庭引き取りの意向を示した以降、外出が1回、外泊が14泊など、半年ほどの期間で段階を踏んで、保育園の入園等の支援環境を整えたうえで、家族再統合を進めていた。
- しかし、本ケースは、本児が出生後3カ月で乳児院に措置されており、実母が養育していないこと、ステップファミリーであること、本児の発達に課題があること、実母の養育能力が高くないことなど、家庭引き取りについてリスク要因が多いケースであったにもかかわらず、家庭引き取り後に本児及び本児の家庭が抱えるリスクに対するアセスメントと家庭引き取り後の支援が十分ではなかった。

### (2) 家庭引き取り後の支援について

- 家庭引き取りに際し、平成27年3月2日に関係機関の担当者が集まって個別ケース検討会議を開催し、ケースの経過や本児及び家族の状態などの情報共有と、家庭引き取り後の支援に携わる機関の役割と支援方針について話し合われている。しかし、話し合われた各機関の役割や支援方針は一般的、抽象的なレベルにとどまり、今後この家庭においてどのような状況が想定され、またそのような状況が見られた場合、

どのような支援を行っていくのかというように、具体的で踏み込んだ協議がされなかった。

- また、本ケースにおいては、家庭引き取り後にいろいろと問題が発生しているにもかかわらず、個別ケース検討会議はこの一度しか開催されてなかった。
- 区子育て支援課には、実母等から、児童手当等の手続きや保育園及び子ども相談所の対応に関する相談は受けていたが、子どもの養育に関する相談はなかった。

### (3) 家庭引き取り後の一時保護について

- 平成27年4月20日に行った一時保護の解除に関しては、子ども相談所の所内検討会議を開催し、「受傷に関する保護者の説明内容と矛盾があるとは言及できない」という法医学鑑定の結果を踏まえて判断された。結果論になるが、保育園からの「週明けに登園してくると、けがをしていることが多かった」という情報も含めて考えると、虐待の可能性は低かったかもしれないが、少なくとも自傷事故によるけがは負っていることになるので、この家庭における養育のリスクが高まっている時期と捉えて、個別ケース検討会議を開催するなどして、具体的な支援内容を見直す時期だったと思われる。
- 平成27年6月1日に、子ども相談所が、本児の顔や腕にやけどの跡や痣があると通告を受けた時は、法医学鑑定を依頼していなかったが、先の一時保護の際と同じ鑑定医に法医学鑑定を依頼していれば、先の鑑定を踏まえての意見が出されていたかもしれないし、保護者に病院の診察を勧めて医療機関につなぐことができたら、また違った判断が得られたかもしれない。
- 平成27年6月1日の通告以降、子ども相談所としては、実母の「ここで本児と離れてしまうと、本児のことを忘れてしまいそうな、再び本児と一緒に暮らせないような感覚になる」という言葉にあるように、ここで再び職権による一時保護を実施すると、親子の関係性の継続や子ども相談所との信頼関係が大きく損なわれる危惧から、職権による一時保護に踏み切れなかった。
- 平成27年6月9日以降、実母の入院中につき、本児を父方祖父母宅に預けていた期間が、結果的には、本児の安全を確認できる最後の機会であったと考えられる。今まで本児の養育にほとんど関わりのなかった親族宅に、養育が困難な本児が預けられていたことになるので、本児の養育状況を確認する観点からも、本児宅や父方祖父母宅に電話連絡や訪問等を行うべきであった。

## IV 再発防止に向けた提言

### 1 家庭引き取りの際の留意事項について

- 家庭引き取りに際しては、子どもが入所している施設やその他の機関から子どもと保護者の状況（養育能力や支援者の有無等）に関する情報を集約し、子どもが再び

家庭内に加わることによって発生するリスク等、家庭引き取りにかかるリスクアセスメントを多角的な視点で行ったうえで、家庭引き取り後の支援体制を整備しなければならない。

- 特に、乳幼児期に施設入所するなど、分離により愛着形成が阻害され、保護者の育児技術の習得の遅れや育児不安等がみられるケースについては、親子関係が安定して再構築されるよう、丁寧な支援が必要であることに十分に留意しなければならない。

## 2 家庭引き取り後の支援について

- 家庭引き取りのケースについては、子ども相談所が少なくとも6カ月程度は主担当機関として、家庭引き取り後の支援の中心を担うが、子ども相談所は一時保護などの介入機能をもつ措置機関でもあるので、なかなか保護者が心を打ち明けて相談することが難しい。よって、同時期に、育児不安や負担感を軽減したり、保護者の相談に応じながらニーズにあった社会資源などを紹介したりする寄り添い型の相談支援が必要であり、そのような支援の主軸を区子育て支援課や他の機関が担うなど、役割をきっちりと分けることが必要である。
- 主担当機関の子ども相談所は、問題が発生したその時々への対応のみならず、時系列的に家庭の状況やニーズの変化を把握して、長期的な展望をもったケースマネジメントを行っていくことが必要である。そのためには、家庭引き取りを判断する所内対応会議で使用しているチェックリスト等を活用して、引き取り後の経過を可視化し、所内で共有してケースマネジメントするツールや方法の検討が望まれる。
- 個別ケース検討会議は、個別のケースごとに、状況の変化に応じて開催する必要があるため、例えば、家庭引き取り後の一時保護の解除の前後において開催する等、あらかじめ、どういう事態になれば開催するかを決めておく必要がある。

## 3 家庭引き取り後の一時保護について

- 家庭引き取り後の一時保護の判断は、家族再統合に向けた親子の関係性の継続や子ども相談所との信頼関係の維持を尊重する一方、子どもの生命及び安全を守ることを第一にとらえ、その時々状況に応じて、得られる情報を総合的に集約してリスクアセスメントし、リスクが高まっていると判断した時は、毅然と一時保護を実施しなければならない。
- 家庭引き取り後の一時保護を解除する際は、今後の子どもの安全安心に十分に留意するため、解除の際の条件として、今後受傷機転の不明な傷がある場合は、子ども相談所としてどのように対応するかをあらかじめ保護者に伝えておくべきである。

## 4 その他

- 子ども相談所においては、児童虐待通告が依然増加傾向にあり緊急対応に迫られ

ている中で、家庭引き取り後のケースマネジメントをより一層丁寧に行っていくためには、児童福祉司の増員など支援体制の強化が必要である。児童福祉法の改正や国の児童相談所強化プランに沿って、児童相談所の体制強化を図りたい。

一方、家庭引き取り後の家庭の保護者の育児不安や負担感を軽減し、保護者の相談に応じながらニーズにあった社会資源などを紹介する寄り添い型の相談支援を専ら担う区子育て支援課の家庭児童相談体制の強化も図る必要がある。



## おわりに

今回検証した事例では、生後3カ月のころから堺市は関与し、事件が発生するまで、本児の育て難さや実母の養育の未熟さ等を認識していたが、未然にその死を防ぐことができなかった。

このため、本検証部会では、子ども相談所や関係機関による事件発生に至るまでの対応や支援経過の把握と問題点の整理をし、提言を行った。

児童虐待への対応判断については、現状だけでなく将来に起こりうるリスク予測が求められる。加えて緊急性を要する場合は、限られた情報で判断することが必要であり、変化する状況の中で、判断の見直し、修正を行うための子ども相談所と関係機関による協働した取組みが求められる。

今後、二度とこのような事案が起こらないよう家庭引き取りにおけるリスク判断と親子の関係性の継続、関係機関の役割分担と相互に連携した支援等の改善について、真摯に取り組まなければならない。

児童虐待相談対応件数は年々増加傾向にあり、心身に深い傷を受け、健やかな成長を阻害されている児童も多くなっていると考えられる。子ども相談所及び関係機関においては、その対応に尽力しているが、今回の事例を深く受け止め、要保護児童や特定妊婦への支援を含めた児童虐待の早期発見、未然予防及び再発防止に向け、より積極的に取り組み、本検証において指摘した提言がその対応策に生かされることを強く願うものである。

## 参考資料等

### 参考資料 1

#### 平成 28 年度子ども虐待検証部会 委員

委員名	所属等	
才村 純	関西学院大学人間福祉学部教授	部会長
加藤 曜子	流通科学大学人間社会学部 人間健康学科教授	副部会長
石田 文三	春陽法律事務所 弁護士	
郭 麗月	かく・にしかわ診療所 精神科医	
坂本 晴子	大阪赤十字病院 新生児・未熟児科部副部長兼救急科部医師	

### 参考資料 2

#### 平成 28 年度子ども虐待検証部会 検証経過

	開催日	案件
第 1 回	平成 28 年 8 月 19 日	今回の子ども虐待検証部会の進め方について
		事例の報告について
第 2 回	平成 28 年 10 月 3 日	事例に対するヒアリング
第 3 回	平成 28 年 11 月 4 日	第 2 回 子ども虐待検証部会であがった課題
		事例に対するヒアリング
第 4 回	平成 28 年 11 月 30 日	堺区 3 歳男児の死亡事例にかかる課題及び再発防止対策について
第 5 回	平成 28 年 12 月 19 日	検証報告書素案に対する意見調整
	平成 29 年 1 月 24 日	検証報告書提出

(子ども虐待検証部会の位置付け等の定義として)

## 堺市社会福祉審議会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）、社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）及び堺市社会福祉審議会条例（平成12年条例第13号）に定めるもののほか、堺市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

(専門分科会)

第2条 審議会に、次の専門分科会を置く。

- (1) 民生委員審査専門分科会
- (2) 障害者福祉専門分科会
- (3) 児童福祉専門分科会
- (4) 高齢者福祉専門分科会
- (5) 地域福祉専門分科会

2 審議会は、必要に応じて前項各号に掲げる各専門分科会以外の分科会を置くことができる。

3 審議会は、専門事項に関して諮問を受けたときは、当該専門分科会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(部会)

第3条 障害者福祉専門分科会に、社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第3条第1項の規定による身体障害者の障害程度の審査、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第2項の規定による医師の指定及び身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第3項の規定による医師の指定の取消し並びに障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条の規定による医療機関の指定及び第68条の規定による医療機関の指定の取消しに関する事項のうち、次の表の右欄に掲げる事項を審査するため、同表の左欄に掲げる審査部会を置く。

部 会 名	審 議 す る 事 項
第 1 審査部会	身体障害者の障害程度の審査に関する事。
第 2 審査部会	医師の指定及び指定の取消し並びに医療機関の指定及び指定の取消しに関する事。

2 児童福祉専門分科会に、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第6項の規定による措置及び児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第29条の規定による里親の認定に関する事項の審査並びに児童福祉法第33条の15の規定による被措置児童等虐待に関する事例、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第4条第5項の規定による事例の分析等及び児童虐待防止対策支援事業の実施について（平成17年5月2日雇児発第0502001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく児童相談所の運営に関する評価等を行うため、同表の左欄に掲げる審査部会及び検証部会を置く。

部 会 名	審 議 す る 事 項
児童措置審査部会	児童福祉法第27条第6項に規定する措置に関する事。
里親審査部会	里親の認定に関する事。
子ども虐待検証部会	児童虐待の防止等に関する法律に基づく児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析、検証等に関する事。 児童福祉法に基づく被措置児童等虐待に関する事。 児童相談所の運営に関する評価及び検証に関する事。

（部会長）

第4条 部会に部会長1人を置き、当該部会に属する委員の互選によってこれを定める。

2 部会長は、当該部会を代表し、部会の事務を掌握する。

3 部会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。

（会議）

第5条 専門分科会及び部会（以下「専門分科会等」という。）は、必要に応じてそれぞれ専門

分科会長及び部会長が召集する。

2 専門分科会等は、委員（専門委員を含む。以下同じ。）の過半数が出席しなければ、議事を開き、決議を行うことができない。

3 専門分科会等の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、専門分科会長又は部会長の決するところによる。

（部会の会議の特例）

第6条 部会長は、委員の都合等により会議を開催することが困難と認めるときは、書面回議の方法により審議を行い、会議の開催に代えることができる。

2 第1審査部会は、障害程度の認定に関し諮問を受けたときは、医療の種類によりあらかじめ指名された委員（以下「担当委員」という。）による判断をもって部会の決議とすることができる。

3 担当委員は、医療の種類に応じて部会長が指名する。

4 担当委員の判断は、部会長に報告しなければならない。

（部会長の決議の特例）

第7条 部会の決議は、これをもって審議会の決議とする。

（関係者の出席等）

第8条 審議会及び専門分科会は、必要があると認めるときは、審議会又は専門分科会の議事に関係ある者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（その他）

第9条 この規程に定めるもののほか、審議会及び専門分科会並びに部会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

## 堺市社会福祉審議会児童福祉専門分科会子ども虐待検証部会開催要領

### (1) 趣旨

この開催要領は、堺市社会福祉審議会条例、堺市社会福祉審議会規程（以下「規程」という。）及び堺市社会福祉審議会要綱に定めるもののほか、堺市社会福祉審議会児童福祉専門分科会子ども虐待検証部会（以下「本部会」という。）の運営について必要な事項を定める。

### (2) 目的

児童虐待の増加など、児童をめぐる問題の多様化・複雑化を踏まえ、児童福祉、法律、医学等の専門家からなる本部会を設置し、堺市子ども相談所（以下「子ども相談所」という。）における業務への助言や死亡事案等重大事件発生時の検証などにより、子ども相談所における業務の専門性並びに客観性のより一層の向上を図る。

また、被措置児童等虐待などの発生時における検証により、児童養護施設等における支援の専門性の向上並びに入所児童等の福祉の向上を図る。

### (3) 審議事項及び審議内容

規定第3条第2項に定める本部会の審議事項について、以下のとおり定める。

#### ①児童虐待の防止等に関する法律（平成12年5月24日法律第82号）第4条第5項の規定に基づく事例の分析等

ア 分析及び検証対象となる範囲は、以下のとおりとする。ただし、個々の事例について判断するにあたり、本部会の助言を求めることができる。

（ア）本市が関与していた虐待による死亡事例（いわゆる「心中」も含む。）

（イ）本市が関与していた死亡に至らない事例のうち、特に検証が必要と認められる事例

（ウ）関係機関の関与がない死亡事例及び重大事例のうち、特に検証が必要と認められる事例

（エ）（ア）、（イ）及び（ウ）に該当しない重大事例等については、直近の本部会において報告するものとする。

イ 本部会は、分析及び検証の結果とともに、再発防止のための提言をまとめ、堺市に報告するものとする。

ウ 堺市は、本部会の報告内容を国に報告するとともに、報告書を公表する。ただし、個人情報の保護に十分配慮するものとする。

エ 堺市は、本部会の報告を踏まえた措置等について、本部会に報告するものとする。

#### ②児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）第33条の15の規定に基づく事例

## の分析等

ア 分析及び検証対象となる範囲は、以下のとおりとする。ただし、個々の事例について判断するにあたり、本部会の助言を求めることができる。

(ア) 児童福祉法第 33 条の 10 に規定される行為

(イ) 児童福祉施設最低基準（昭和 23 年 12 月 29 日厚生省令第 63 号）第 9 条、第 9 条の 2 及び 3 に規定される禁止行為

(ウ) 里親が行う養育に関する最低基準（平成 14 年 9 月 5 日厚生労働省令第 116 号）第 5 条、第 6 条及び第 6 条の 2 に規定される禁止行為

(エ) その他入所児童及び委託児童等に対する人権侵害事案のうち、本部会において分析及び検証すべき事例

イ 上記対象となる事案について対応するにあたり、堺市は、必要に応じて本部会の助言を求めることができる。

ウ 本部会は、分析及び検証の結果とともに、再発防止のための提言をまとめ、堺市に報告するものとする。

エ 堺市は、本部会の報告内容を国に報告するとともに、報告書を公表する。ただし、個人情報の保護に十分配慮するものとする。

オ 堺市は、本部会の報告を踏まえた措置等について、本部会に報告するものとする。

③「児童虐待防止対策支援事業の実施について（平成 17 年 5 月 2 日雇児発第 0502001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」に基づく子ども相談所の運営に関する評価等

評価及び検証の手法は、以下のとおりとする。

(ア) 子ども相談所による自己点検

(イ) 本部会の委員による実地検査

子ども相談所の現状報告、(ア)による自己点検の報告及び子ども相談所職員  
のヒアリング等の実施

(ウ) 本部会の委員による評価・検証

本部会は(イ)を踏まえ、子ども相談所における実情や課題を整理し、課題解決のためにどうあるべきかについて提言する。

## (4) 庶務

本部会の庶務は、堺市子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課において処理する。

## 附 則

1 この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

1 この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

堺市の主な機関について

1. 堺市子ども相談所関係資料

○ 虐待対応体制（H28.4.1現在）

所長 — 次長 — 虐待対策課長（児童心理司）  
 課長補佐兼係長（児童福祉司）  
 主幹（保健師）  
 係長（児童福祉司）  
 職員（児童福祉司）9名  
 非常勤職員（警察OB・府OB他）6名

○ 子ども相談所相談対応件数（平成27年度）

	虐待相談	養護相談	障害相談	非行相談	育成相談	その他	合計
件数	1,490	347	1,789	193	1,068	61	4,948

2. 区子育て支援課関係資料

○ 各区子育て支援課家庭児童相談員体制（H28.4.1現在）

堺区：常勤職員1名、非常勤職員3名  
 中区：常勤職員1名、非常勤職員3名  
 東区：非常勤職員3名  
 西区：常勤職員1名、非常勤職員3名  
 南区：非常勤職員4名、任期付職員1名  
 北区：常勤職員1名、非常勤職員3名  
 美原区：非常勤職員3名

○ 区子育て支援課相談受付件数（平成27年度）

	虐待相談	養護相談	障害相談	非行相談	育成相談	その他	合計
件数	2,838	1,017	978	12	308	80	5,233



堺市 社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 子ども虐待検証部会

事務局

堺市 子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども家庭課

TEL (072) 228-7331 FAX (072) 228-8341

E-mail [koka@sakai.city.lg.jp](mailto:koka@sakai.city.lg.jp)

〒 590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号

行政資料番号 1-F3-16-0251